

第2次 周南市地域づくり推進計画

令和2年（2020年）3月

周南市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・性格	2
2 多様な連携による「共創の地域づくり」	4
3 計画の構成	4
4 計画の期間	5
5 創出される「価値」の見える化	6
6 計画の推進体制等	6

第2章 個別計画

1 地域の特性に応じた活力ある地域コミュニティづくり	10
2 多様な市民活動が促進される環境づくり	15
3 地域づくりの新たな担い手づくり	18

資 料

用語解説	21
------------	----

本文中「*」を付けた用語を解説しています。

※ 地域づくりに関する各種取組みの詳細については、
「しゅうなん地域づくり応援サイト」にて、ご覧になれます。

<http://shunan-chiikijoho.jp/>

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・性格

日本全体が、少子高齢・人口減少社会へと移行し、加えて情報化社会の進展やライフスタイルの多様化等により、社会構造が大きく変化する中、身近な地域社会においても、担い手不足や地域コミュニティへの帰属意識の低下等が進行しています。

また、人生 100 年時代と言われる中、誰もが自分らしく生き生きと活躍することのできる社会や人口が減少しても安心して暮らすことのできる社会の実現が求められています。

さらに、これまで日常生活を支えてきた助け合い等の互助機能の低下により、安心して暮らせる身近な地域の体制作りが大きな課題となっているほか、地域における担い手の不足への対応をはじめ、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題等に対して、その全てを行政や民間事業者で対応することが困難となるなど、様々な課題が山積しています。

また、地球規模での視点では、平成 27 年(2015)には国連サミットにおいて、17 の国際目標「SDGs (持続可能な開発目標)」*1 が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、グローバルな取組が進められています。

こうした中、本市においては、地域住民自らの取組により、地域課題の解決に向けた動きもみられるほか、地域団体、NPO、企業、学校等の多様な主体が連携した取組やこうした団体が公共領域の活動を担う「新しい公共」*2 の取組など、様々な形での公共的活動や地域づくり活動が始まっています。

これらの活動を更に促進していくため、令和 2 年度(2020)から始まる「第 2 次周南市まちづくり総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」においては、地域づくりにおける基本施策を「地域コミュニティの活性化」及び「市民活動の促進」とし、そのアクションプランとして、今後 5 年間の具体的な取組を示す「第 2 次周南市地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

【計画の策定にあたって】

本計画の策定にあたっては、「第 1 次周南市地域づくり推進計画（期間：平成 27 年度（2015）～令和元年度（2019）」に対する、有識者等で構成する「周南市地域づくり推進協議会」の評価・検証結果および地域づくりを取巻く状況の変化やステークホルダー*3 からのヒアリング結果等を踏まえて策定しています。

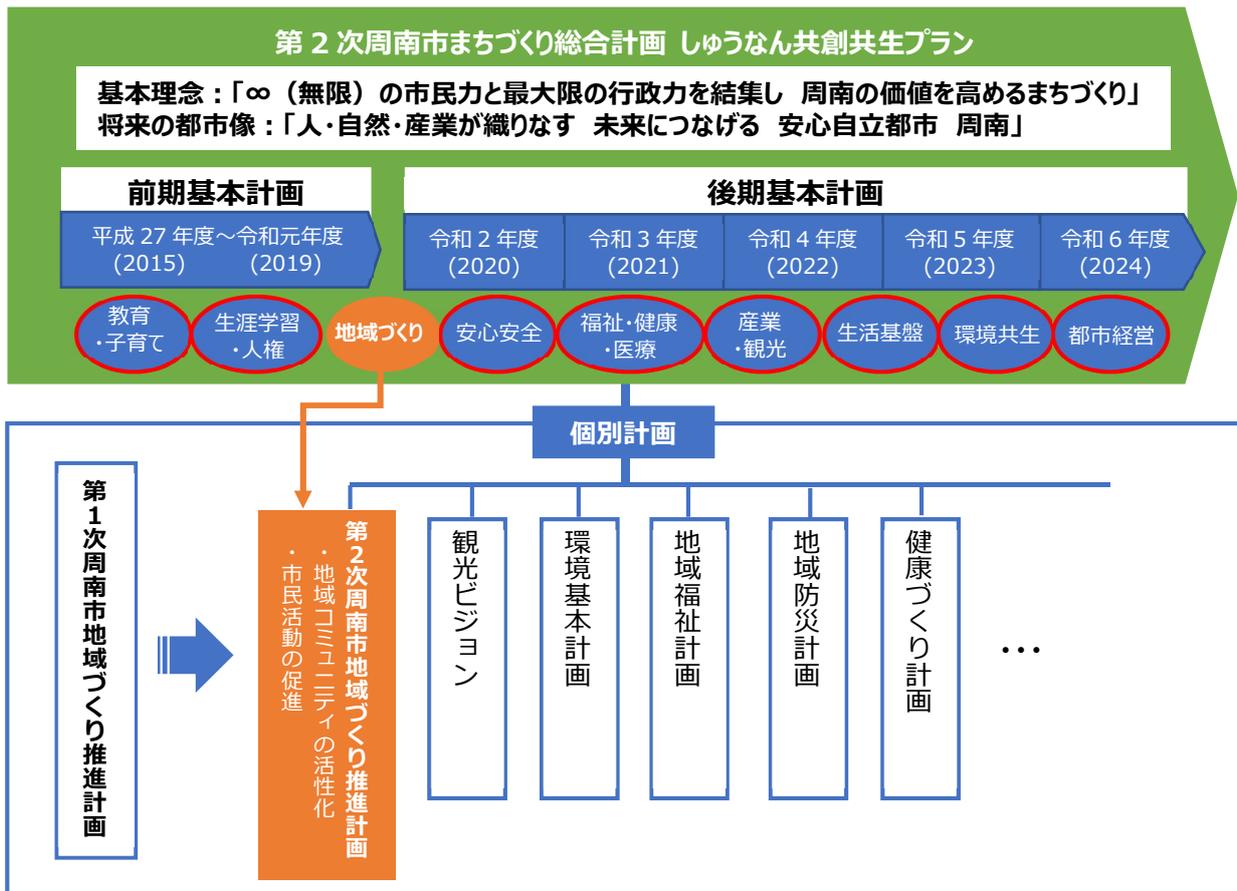


図-1 本計画の位置づけ

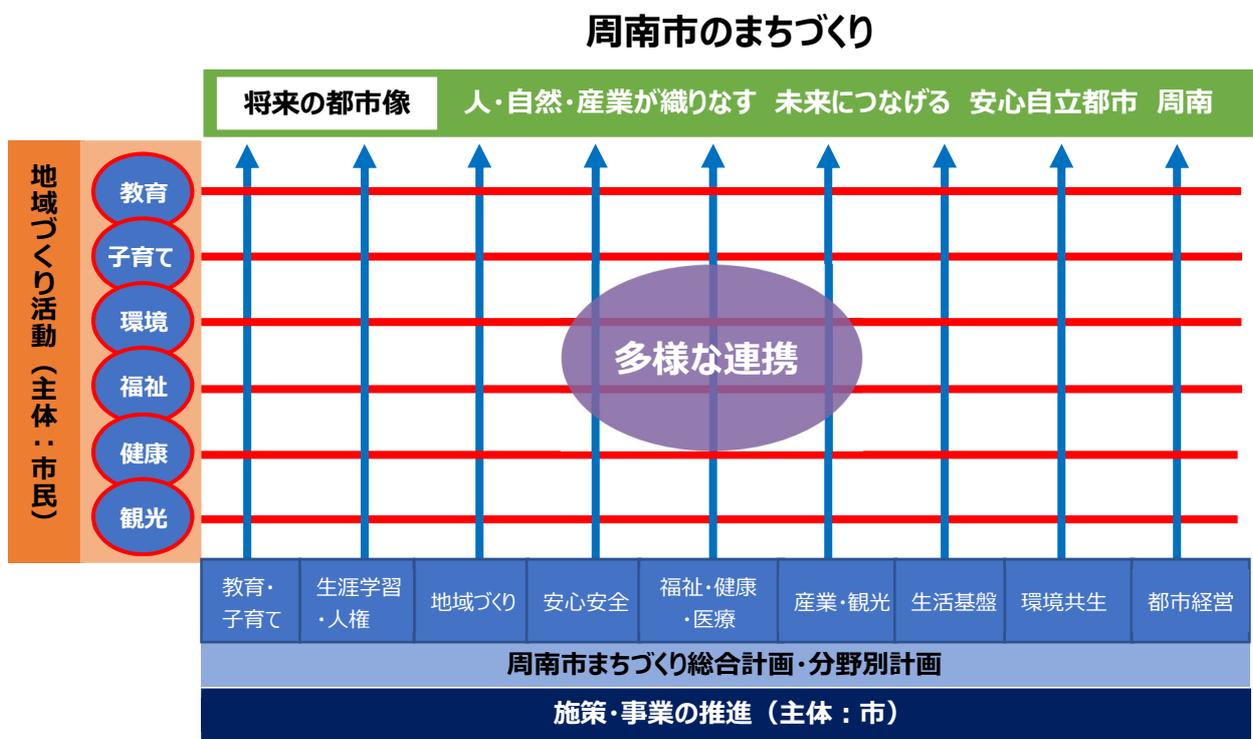


図-2 周南市のまちづくりと地域づくりのイメージ

2 多様な連携による「共創の地域づくり」

本計画では、市民（個人や地域団体、NPO、学校、企業等）と市民、市民と行政の多様な連携による「共創の地域づくり」を推進します。

こうした地域づくり活動により、地域に新たな価値を創出するとともに、地域に対する愛着や誇り、共感等が醸成され、シビックプライド*4を育むことにもつながります。

3 計画の構成

3つの「基本施策」8つの「推進施策」15の「具体的な取組」による展開

多様な連携による「共創の地域づくり」に向けて、施策の基本方向として3つの「基本施策」を設定し、基本施策に基づく8つの「推進施策」と15の「具体的な取組」により展開します。（表-1 参照）

（1）3つの「基本施策」について

- ① 地域の特性に応じた活力あるコミュニティづくり
- ② 多様な市民活動が促進される環境づくり
- ③ 地域づくりの新たな担い手づくり

《 3つの「基本施策」の一体的な取組 》

「地域の特性に応じた活力あるコミュニティづくり」や「多様な市民活動が促進される環境づくり」を進める中で、「地域づくりの新たな担い手」を発掘・育成していきます。

また、発掘・育成された「地域づくりの新たな担い手」が加わることで、「地域の特性に応じた活力あるコミュニティづくり」や「多様な市民活動が促進される環境づくり」の更なる推進につなげていきます。

こうしたサイクルを回すことにより多様な連携による「共創の地域づくり」の実現を図ります。

（図-3 参照）



図-3 3つの「基本施策」の一体的な取組イメージ

基本施策	推進施策	具体的な取組
1.地域の特性に応じた活力あるコミュニティづくり	1.地域の夢プランの推進	1.地域づくりの機運醸成
		2.夢プランの策定・実現支援
		3.小さな拠点づくり・地域経営の体制づくりの支援 新 (対象地域：中山間地域)
	2.自治会活動の支援	4.自治会集会所等の整備に対する支援
		5.自治会への加入促進
	3.地域づくり推進体制の強化	6.市民センター職員等の育成
		7.市民センター等の施設整備・改修
		8.市民センター等を地域自らが管理・運営するための体制づくりの支援
2.多様な市民活動が促進される環境づくり	4.新たな市民活動の創出	9.コミュニティビジネス等の地域課題の解決等につながる活動の支援
	5.市民活動の支援の充実	10.市民活動を広げるための機運醸成
		11.市民活動に参加しやすい環境づくり
3.地域づくりの新たな担い手づくり	6.地域づくりの新たな担い手やリーダー的な人材の発掘・育成	12.新たな担い手の発掘・育成
	7.地域づくりの担い手となる関係人口の創出・拡大	13.「関係人口」を創出するきっかけづくり 新 (対象地域：中山間地域)
		14.「関係人口」を地域づくりに活かす仕組づくり 新 (対象地域：中山間地域)
	8.大学や工業高等専門学校、高等学校等との連携による地域づくり	15.教育機関が地域づくりに関わる機会の創出

表-1 本計画の構成

4 計画の期間

本計画の計画期間は、後期基本計画との整合を図り、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間とします。

5 創出される「価値」の見える化

本計画では、地域づくり活動により創出される「価値」を、「経済的な視点」と「社会的な視点」で分類します。

【経済的な視点】Ⅰ：「生産・所得が増加する価値」

地域資源の活用などによる、生産・所得の増加
例) 滞在型観光開発、特産品開発、誘客資源開発など

Ⅱ：「行政・社会コストが減少する価値」

行政や地域社会のコストや負担の減少
例) 介護予防体操、指定管理、景観維持など

【社会的な視点】Ⅲ：「夢・希望が増加する価値」

地域の夢の実現や絆づくり、心の豊かさの高まり
例) 移住促進、賑わいづくり、青少年体験学習など

Ⅳ：「不安・不便が減少する価値」

地域生活の不安や不便の減少
例) 防災活動、独居老人見守り、生活交通の確保など

地域づくり活動により創出される「価値」を「経済的な視点」と「社会的な視点」で分類することで、従来は見えづかった地域づくり活動の「価値」を、質的・量的な視点で「見える化」することが可能となります。(例えば、特産品開発をすることで、どのような「価値」の創出につながり、どれくらい経済効果があったかなど)

こうした視点を、事業計画の立案や成果の検証などに活用することで、地域づくり活動により創出された「価値」を見える化し、主観的・客観的な評価を行うことで活動の持続発展につなげます。

【SDGs との関係性】

地域づくり活動は、その活動分野が教育・環境・福祉等多岐に渡っており、17の持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながることを期待されます。



6 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制

計画の着実な推進を図るため、市民（個人や地域団体、NPO、学校、企業等）、中間支援組織（(公財)周南市ふるさと振興財団）、行政が連携し、専門家等を活用しながら

ら、地域づくりを進めていきます。

また、周南市地域づくり推進協議会、周南市地域創発事業委員会など、外部の知見を活用した成果検証と、今後の施策展開についての意見聴取を行います。（図-4 参照）

（２）計画の進行管理

計画の進行管理は、基本施策ごとの数値目標の達成状況や進捗状況等を把握し、成果重視の観点から検証を行った上で、PDCA サイクル*5により施策や事業の改善を図ります。

また、本市を取り巻く社会情勢の変化や、「地域づくり推進協議会」等からの評価を踏まえて、計画期間中においても、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

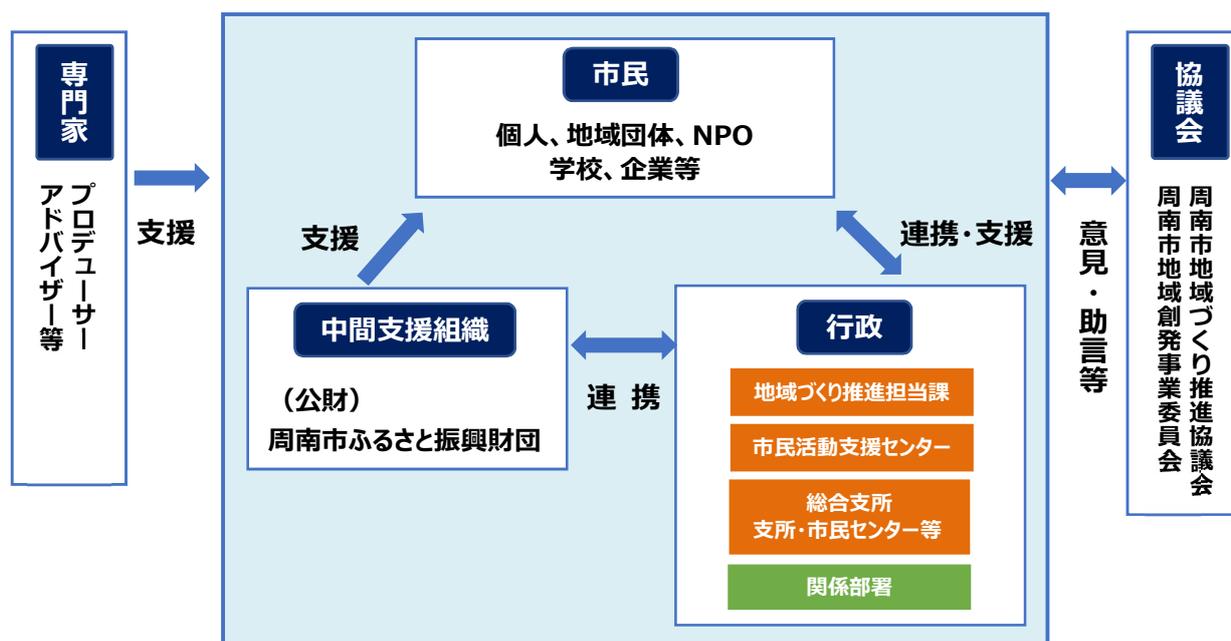


図-4 本計画の推進体制

【 計画の推進を担うステークホルダーの役割 】

組織	地域づくりにおける役割
市民（個人、地域団体、NPO、学校、企業等）	自主的・主体的な地域づくりの実践等
地域づくり推進担当課	地域づくりに係る施策の推進、庁内外の総合調整、地域づくり支援、総合支所、支所、市民センター等の支援等
市民活動支援センター	地域づくり活動全般の支援
総合支所、支所・市民センター等	対象地区の支援等
関係部署	地域づくり支援等
（公財）周南市ふるさと振興財団	行政と地域団体、地域団体間のネットワーク構築
専門家	専門知識、ノウハウの提供等
周南市地域創発事業委員会	地域の夢プランの策定・実践活動に取り組む団体等への助言等
周南市地域づくり推進協議会	計画の進捗に対する意見・助言等

第2章

個別計画

第2章 個別計画

1 地域の特性に応じた活力ある地域コミュニティづくり

住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けて行くためには、多様化・複雑化する住民ニーズに対応しながら、地域の課題解決や魅力を高める活動を持続・発展的に展開していくことが必要です。

(1) これまでの主な取組

① 地域の夢プランの推進

- 中山間地域で進めてきた「地域の夢プラン」*6の取組を市内全域に拡大しました。

② 自治会活動の支援

- 周南市自治会連合会の運営支援及び自治会集会所等の整備・補修に係る経費の助成を行うとともに、周南市自治会連合会と（一社）山口県宅建協会周南支部との連携により、自治会加入促進に取り組みました。

③ 地域づくり推進体制の強化

- 市内全域での「地域の夢プラン」の策定・実践活動に対応するため、コーディネート役を担う市民センター職員等を対象にスキルアップ研修を実施するとともに、地域づくりを支援する上での課題の共有やその解決策について意見交換等を定期的に行いました。
- 地域特性に応じた住民の主体的かつ総合的な地域づくりを促進するため、その環境整備として「公民館」を地域づくりの活動拠点となる「市民センター」に移行しました。
- 地域づくりに関する情報を一元化したホームページを開設して、情報発信を行いました。

(2) 現状と課題

① 地域の夢プランの推進

持続可能な地域社会*7を実現するためには、各地区で展開されるコミュニティ活動が、イベントの実施や生活環境の整備、伝統文化の継承などに留まらず、複雑多様化する地域課題や住民ニーズに対応した取組へと発展・継続していくことが求められています。

こうした中で、暮らしやすく、活力ある地域の実現に向けて「地域の夢プラン」の策定や実践活動に取り組む地区では、その取組の中で新たな地域の担い手となる人材の発掘やリーダー的な人材の育成につながっています。

こうした現状を踏まえて、都市周辺部など中山間地域と同様の状況にある地域や都市部においても、持続可能な地域社会の実現や新たな地域づくりの担い手の発掘・育成に向けて「地域の夢プラン」の策定や実践活動の更なる推進が必要です。

② 自治会活動の支援

地域住民の「共助」により、安心・安全な暮らしを支えるために様々な活動を行っている自治会組織は、加入率の低下や会員の高齢化による役員等の担い手不足などの問題を抱えています。

こうした現状を踏まえて、持続可能な自治会活動に向けて、加入促進や活動に対する支援が必要です。

③ 地域づくり推進体制の強化

夢プランの取組が都市部や都市周辺部にも広がりはじめるとともに、地域づくりの持続・発展を目指して、市民センターの管理運営を自ら行おうとする地域が生まれています。

こうした現状を踏まえて、コーディネート役を担う市民センター職員の更なるスキルアップや関係部署等の連携を一層強化するなど、総合的な地域づくりが展開できるよう支援体制の強化が必要です。

また、地域づくり活動の拠点となる市民センターは、その多くが建築後 30 年以上を経過しており、計画的な改修・整備が必要です。

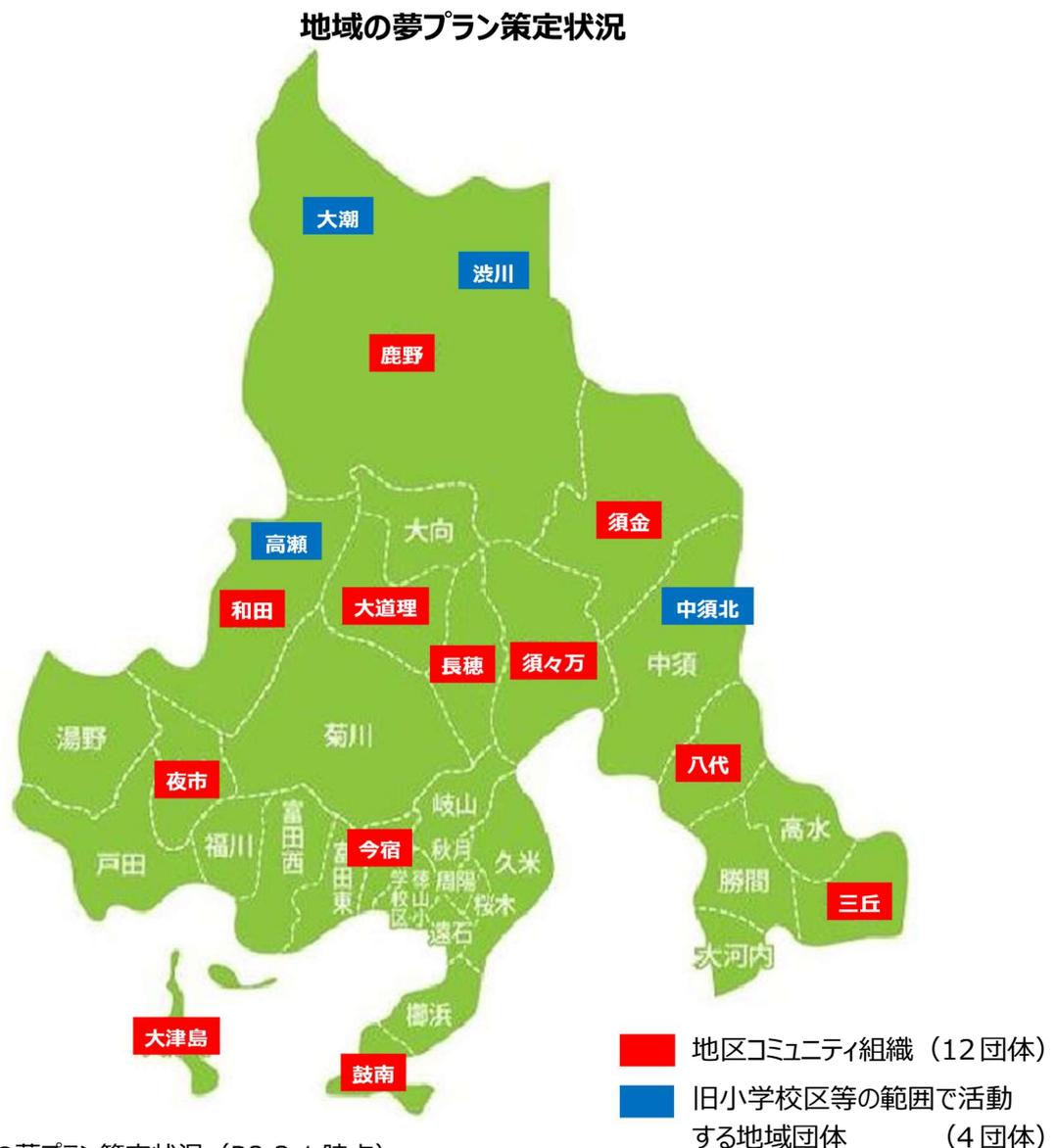


図-5 地域の夢プラン策定状況 (R2.3.1 時点)

(3) 推進施策

① 地域の夢プランの推進

住民主体の地域づくりの機運醸成を図るとともに、「地域の夢プラン」の策定やその実践活動に取り組む地域をきめ細かく支援します。

また、中山間地域においては、経営の視点を取り入れ身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組等を行う「小さな拠点づくり」*8を推進するとともに、その取組を継続的に実践するための「地域経営組織」の設立に向けて、外部人材や国・県等の助成制度を活用して、ソフト・ハードの両面から支援します。

② 自治会活動の支援

自治会組織の活動拠点である集会所等の整備等に対する支援を行うとともに、周南市自治会連合会や（一社）山口県宅建協会周南支部との連携により自治会への加入促進を図ります。

③ 地域づくり推進体制の強化

地域づくりのコーディネーター役を担う市民センター職員のスキルアップを図るとともに、地域づくりに関連する部署や（公財）周南市ふるさと振興財団との連携を一層強化し、地域づくりの推進を図ります。

市民センターを行政とともに地域が参画して運営している地区においては、地域づくり推進担当課が主体となって市民センターや関係部署との連携により、地域づくり活動を支援します。

また、地域づくり活動の拠点である市民センター等の計画的な整備や適切な維持・管理を行うとともに、より柔軟で幅広い活動が展開できるよう、地域の意向に応じて自らが管理・運営するための体制づくりを支援します。

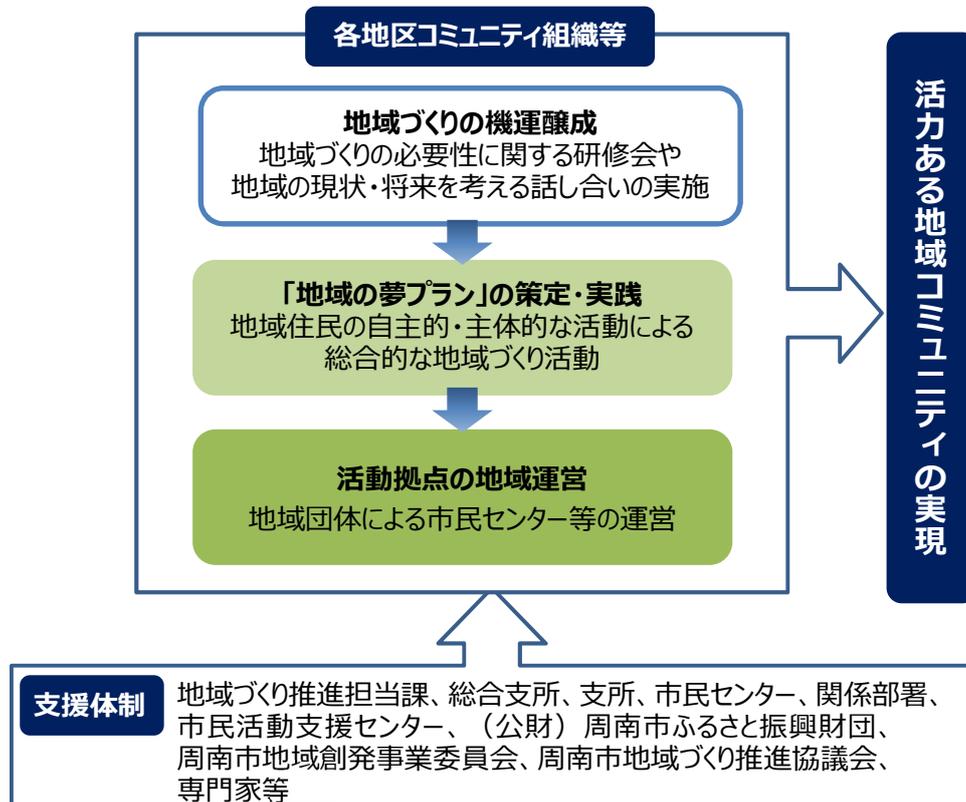


図-6 「地域の夢プラン」の推進イメージ

(4) 具体的な取組

<p>① 地域の夢プランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域づくりの機運醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の夢プラン策定に向けた機運の醸成 ◇ 夢プランの策定・実現支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の夢プランの策定、実現に向けて取り組む地区に対する人的・財政的支援 ◇ 小さな拠点づくり・地域経営の体制づくりの支援（対象：中山間地域） 新 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要なサービスを楽しむ仕組づくりや、<u>コミュニティビジネス</u>*9等の取組の支援 ・地域の課題解決に向けた取組を継続的に実践するための「地域経営組織」の設立等の支援 				
《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
<p>地域づくりの機運醸成</p> <p>(夢プラン未策定地区を対象とした地域づくり講座等の開催)</p>				
<p>夢プランの策定・実現支援</p> <p>(夢プランの策定・実践活動に取り組む地区に対して人的支援・財政的支援を行う)</p>				
<p>小さな拠点づくりの支援</p> <p>(検討組織の確立、現状・課題の抽出、必要な機能・サービスの検討、実施体制の確立、活動の開始・維持)</p>			<p>支援内容の見直し</p>	
<p>地域経営の体制づくりの支援</p> <p>(地域経営組織の検討・設立・運営)</p>				

<p>② 自治会活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会集会所等の整備に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会所の建設や修繕、備品整備等への補助 ◇ 自治会への加入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・周南市自治会連合会や山口県宅建協会周南支部と連携した新たな加入促進策の検討 ・市広報や転入窓口等での啓発や案内による加入促進 				
《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
<p>自治会集会所等の整備支援</p>				
<p>自治会加入促進策の検討・啓発</p>				

③ 地域づくり推進体制の強化

- ◇ 市民センター職員等の育成
 - ・コーディネーターとしてのスキルアップにつながる研修の実施
 - ・市民センター職員間の情報共有・意見交換の定期的な実施
- ◇ 市民センター等の施設整備・改修
 - ・長穂地区、遠石地区の施設整備
 - ・和田地区の施設整備及び他地区での施設整備の検討
 - ・長期修繕計画の策定と計画的な施設改修
- ◇ 市民センター等を地域自らが管理・運営するための体制づくりの支援
 - ・地域による施設運営の支援
 - ・施設運営に向けた体制づくりの支援

《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
市民センター職員等の育成 (コーディネーター研修、情報共有・意見交換の実施)				
長穂・遠石地区の施設整備				
和田地区の施設整備および他地区での次期施設整備の検討				
長期修繕計画の策定		修繕計画に基づく設備改修		
市民センター等を地域自らが管理・運営するための体制づくりの支援				

(5) 数値目標

後期基本計画の KPI*10

指 標	第1次計画 策定時 H27年度(2015)	現状値 H30年度 (2018)	目標値 R6年度 (2024)	指標の説明等
「地域の夢プラン」の策定数	9 団体	14 団体	20 団体	「地域の夢プラン」策定済みの団体の累計数
小さな拠点づくりに取り組む地区数		1 地区	3 地区	取組に着手または実践する地区の累計数

本計画の KPI

夢プラン策定に向けた機運醸成に取り組んだ地区数	12 地区	17 地区	22 地区	夢プランの必要性について話し合いを行った地区の累計数
市民センター等の運営を自ら行う地区数	1 地区	1 地区	5 地区	市民センター等の活動拠点施設を自ら運営する地区の累計数
「地域の夢プラン」に基づくハード事業の実施件数	5 件	6 件	10 件	国・県・市等の補助事業を活用して地域が整備した施設等の件数(累計)

2 多様な市民活動が促進される環境づくり

多様化・複雑化する市民ニーズや地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難になっており、課題解決や新しい公共の担い手としてNPO法人をはじめとした市民活動団体等への期待が高まっています。

市民の自由で柔軟な発想による市民活動は、これからの地域づくりにとって重要となることから、市民活動の多様性が十分に発揮されるように必要な環境整備に取り組む必要があります。

(1) これまでの主な取組

① 新たな市民活動の創出

●市民活動団体が連携して地域課題の解決や地域所得の向上などに取り組む「共創プロジェクト事業」を通じて、平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの3年間で、26件のプロジェクトが実施され、9件の創業や8名の新規就労者の創出につながりました。

② 市民活動の支援の充実

●地域に根差して課題解決に取り組む地縁型市民活動や、地域にこだわらず社会的な課題の解決に取り組むテーマ型市民活動の支援拠点となる「市民活動支援センター」を徳山駅前賑わい交流施設内に設置し、その業務の一部を市民活動支援機関とのネットワークを持つ(公財)周南市ふるさと振興財団に委託し運営するなど、支援体制の強化を図りました。

●市民活動の活動資源である情報・資金・人材・活動場所等に関する情報提供や相談対応等を実施し、市民の自主的・主体的な活動を支援しました。

●「市民活動支援センター」を運営する中で、約290の市民活動団体が支援センターに登録し、広範な分野にわたり市内各地で活動を展開しています。

(2) 現状と課題

① 新たな市民活動の創出

安心・安全、環境保護、高齢者や障害者の介護・福祉から、子育て支援等に至るまで、多種多様な地域課題の解決やニーズへの対応に向けて、地域団体やNPO法人等の市民活動団体、学校、企業等様々な主体が連携した地域づくりの推進が求められています。

そのために、地域課題の解決に向けたコミュニティビジネスや、新しい公共を担う取組などに、様々な主体がチャレンジしやすい環境整備が必要です。

第1次周南市地域づくり推進計画の評価・検証を行う中でも、「市民活動をビジネスに結びつけるためのサポート体制の強化が必要」との意見が挙げられています。

② 市民活動の支援の充実

市民活動に対する理解や関心を高めるために、市民活動の意義や楽しさ、市民活動グループの取組を広く市民に伝えることが必要です。

また、市民活動に関心を持った人が活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。

企業のCSR活動*11の取組も増加傾向にあり、地域課題の解決につながる市民活動への更なる参画が期待されています。

市民活動団体の支援ニーズが団体運営や資金獲得、経理・税務、法人申請など、専門的かつ多岐にわたっており、市民活動団体の自主的・主体的な活動を支援するためには、ノウハウの蓄積と専門性が必要になっています。

(3) 推進施策

① 新たな市民活動の創出

市民活動支援センターをプラットフォーム*12とした、総合的な支援体制を整備し、コミュニティビジネスや新しい公共を担う事業など、地域課題の解決につながる新たな市民活動の創出を図ります。(図-7 参照)

また、NPO法人に対する支援体制の強化を図ります。

② 市民活動の支援の充実

市民活動支援センターにおいて、市民活動の意義や市民活動団体の活動内容等の情報を発信し、多くの市民や企業等の市民活動に対する意識の醸成を図るとともに、活動資源となる資金、人材等に関する情報を収集し、インターネット等の広報媒体を通じて情報提供を行います。

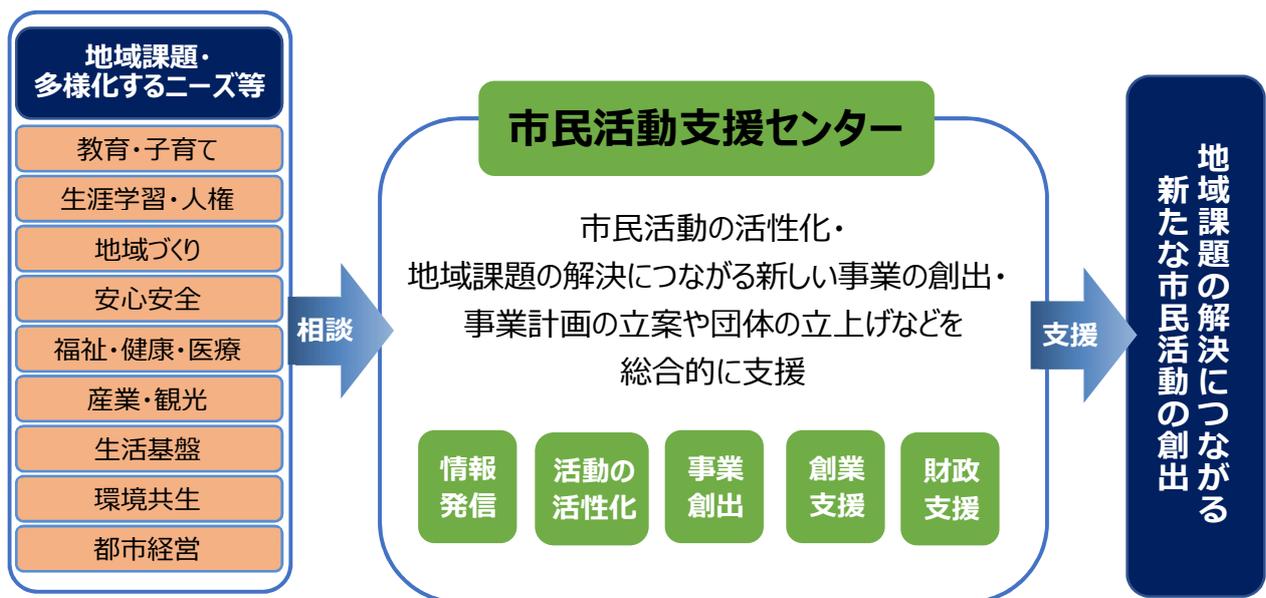


図-7 「新たな市民活動の創出」イメージ

(4) 具体的な取組

① 新たな市民活動の創出 ◇ コミュニティビジネス等の地域課題の解決等につながる活動の支援 ・コミュニティビジネス等の取組につながる機運の醸成 ・事業計画の立案や団体の立ち上げ等におけるプランニングやコーディネート ・コミュニティビジネス等を支援するための基金などの新たな財政支援制度の創設 ・NPO 法人への支援体制強化（認証事務の権限移譲受入れ、相談体制強化）				
《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
新たな支援体制の構築 	コミュニティビジネス等の創出 NPO 法人等の創業支援 			
NPO 法人の認証事務等 				

② 市民活動の支援の充実 ◇ 市民活動を広げるための機運醸成 ・市民活動に関する定期的な情報発信 ・多様なニーズに対応する市民活動講座の開催 ◇ 市民活動に参加しやすい環境づくり ・情報、資金、人材、活動場所などの活動資源に関する相談対応 ・市民活動実践者や研修参加者を交えた交流の場の創出				
《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
情報発信や講座の開催 				
情報収集や相談対応、交流の場の創出 				

(5) 数値目標

後期基本計画の KPI

指 標	第 1 次計画 策定時 H27 年度(2015)	現状値 H30 年度 (2018)	目標値 R6 年度 (2024)	指標の説明等
コミュニティビジネス等の 創出件数		—	15 件	市民活動支援センターの支援を受け、経営の視点を取り入れて、地域課題の解決等に取り組まれた事業の累計数

本計画の KPI

市民活動グループバンク 登録団体数	287 団体	286 団体	330 団体	市民活動支援センターに登録する市民活動団体数
市民活動支援センターでの 法人化支援件数（累計）		—	5 件	NPO 法人等の立ち上げに対して、市民活動支援センターが支援した件数(累計)

3 地域づくりの新たな担い手づくり

暮らしやすい地域を持続させるためには、これまで地域づくりに取り組んできた市民に加え、次世代を担う新たな担い手を発掘・育成しながら、地域の課題解決や魅力の向上に取り組み、地域づくりを「次世代に繋げる環境」が必要です。

(1) これまでの主な取組

① 地域づくりの担い手の確保

●市内全地区のコミュニティ組織の関係者が一堂に会し、地域課題の解決に向けて情報共有や地域間連携を図るとともに、地域づくりの新たな担い手の発掘やリーダー的な人材の育成を図ることを目的とした「周南市地域創発会議」を開催しました。

② 大学や工業高等専門学校等との連携による地域づくり活動の促進

●若い世代の担い手の育成に向けて、学生・地域・行政の連携による「地域ゼミ」や「ワークショップ」を実施し、地域づくりの推進や機運の醸成を図りました。

(2) 現状と課題

① 地域づくりの担い手の確保

各地区のコミュニティ組織は、都市部・都市周辺部・中山間地域など、それぞれ異なる特色や課題を有しており、その実情に応じた地域づくりが求められています。

第1次周南市地域づくり推進計画の取組の成果と今後の課題について、ステークホルダーへのヒアリングを行う中で、各地区の共通の問題として、「地域活動を行うリーダーへの負担の増大」や、「担い手の不足」が挙げられています。

こうした現状を踏まえて、地域コミュニティ組織等のマネジメント力の強化と新たな担い手の発掘・育成が求められています。

② 大学や工業高等専門学校等との連携による地域づくり活動の促進

大学や工業高等専門学校、高等学校などの教育機関と地域コミュニティ組織等の連携による地域の課題解決や担い手育成に向けた取組は、計画の進捗状況の成果検証を行う「地域づくり推進協議会」において一定の評価を得ています。

今後も、若い世代が地域づくりに継続的に関わり、新たな地域づくりの担い手として育成していくためには、更なる取組の強化が必要です。

(3) 推進施策

① 地域づくりの新たな担い手やリーダー的な人材の発掘・育成

「地域の夢プラン」の取組を支援する中で、これまで地域づくりに関わりが薄かった住民の参画を促進します。

地域づくりに関わっている住民の中から、全体のまとめ役となるリーダーだけでなく、得意分野で活動を牽引できるリーダー的な人材の発掘・育成を推進するとともに、こうした人材が協力して地域コミュニティ組織等の運営や活動を行うことができる体制づくりを支援します。

市民や若い世代を対象とした市民活動の啓発や機運の醸成につながる講座等を実施するなど新たな担い手の確保と育成を図ります。

② 地域づくりの担い手となる関係人口の創出・拡大 新

中山間地域において、出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」*13を、地域づくりの新たな担い手として活かす仕組づくりを推進します。

③ 大学や工業高等専門学校、高等学校等との連携による地域づくり

大学や工業高等専門学校、高等学校等の教育機関との連携を更に強化し、地域づくりに関わる学生の発掘・育成を図ります。

(4) 具体的な取組

① 地域づくりの新たな担い手やリーダー的な人材の発掘・育成				
◇ 新たな担い手の発掘・育成				
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の夢プラン」の策定・実現に向けた取組を進める中で、これまで地域づくりに関わりの薄かった人材の発掘・育成 ・市民活動講座や交流会の開催による、人材の発掘・育成 ・若者向けの研修会開催による人材の発掘・育成（ふるさと振興財団） ・ネットワーク構築や実践者同士の報告・対話の場（地域創発会議等）の開催による、リーダー的な人材の育成 				
《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
● 地域の夢プランの取組を通じた担い手づくり				
● 各種講座・研修・交流会等を通じた担い手づくり				

② 地域づくりの担い手となる関係人口の創出・拡大

- ◇ 関係人口を創出するきっかけづくり（対象：中山間地域） **新**
 - ・地域との関わりを深める体験滞在型の交流活動などを支援
 - ・地域づくりに関わる機会の提供
- ◇ 関係人口を地域づくりに活かす仕組づくり（対象：中山間地域） **新**
 - ・出身者の会やファンクラブ、サポーターの会など地域の担い手となる組織づくりを支援
 - ・関係人口が継続的に地域づくりに関わる仕組づくりを支援

《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
● 体験交流活動の企画・実施の支援、地域づくり活動の情報発信				
● 担い手となる組織の設立・活動の支援、関係人口を受け入れる地域の体制づくりの支援				

③ 大学や工業高等専門学校、高等学校等との連携による地域づくり

- ◇ 教育機関が地域づくりに関わる機会の創出
 - ・地域コミュニティなどの市民活動団体や企業等とのマッチング
 - ・学生と地域づくりに係る団体や個人との情報交換や交流・連携を図る場の提供

《工程表》 R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
● 教育機関と地域コミュニティ等のニーズ把握とマッチング				
● 情報交換や交流・連携の場の提供				

(5) 数値目標

本計画の KPI

指 標	第 1 次計画 策定時 H27 年度(2015)	現状値 H30 年度 (2018)	目標値 R6 年度 (2024)	指標の説明等
「地域の夢プラン」等の取組により、発掘・育成されたリーダー的な人材の数		-	18 人	部会長や、実行委員長など、新たに地域活動を牽引するようになった人や今後活躍が見込める人で、地区コミュニティ等へのヒアリングにより確認した人数の累計数
中山間地域において、関係人口により組織された地域の担い手となる団体数		2 団体	7 団体	出身者の会やファンクラブなど、地域の担い手として地区コミュニティ等から認知されている団体の累計数
地域と教育機関が連携して地域づくりに関わった地区数		-	20 地区	高校以上の教育機関と地域が連携して地域づくりに取り組んだ地区の累計数

資料

■用語解説

用語	掲載頁	解説
*1 SDG s	2	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標） 2015(H27)年9月の国連サミットで採択された2016(H28)年から2030(R12)年までの国際目標。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて17の「持続可能な開発目標」が掲げられている。
*2 新しい公共	2	これまで「行政」が担ってきた「公共」を、個人・地域団体・NPO・企業等の「市民」自らが自主的・主体的に担い、社会を支え、まちの価値向上につながる活動。
*3 ステークホルダー	2	企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な関係を有する者。利害関係者。
*4 シビックプライド	4	自分自身が関わって、この地域をより良くしていこうとする、当事者意識を伴う自負心のこと。
*5 PDCA サイクル	7	Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の4段階を繰り返すことにより、事業活動の継続的な見直しを図ること。
*6 地域の夢プラン	10	地域住民の自主的・主体的な話し合いを通じて、地域の困りごとの解決や魅力の拡大など地域活性化に向けた具体的な取組みを定めた計画。 ※地域の夢プラン策定主体＝市内31地区のコミュニティ組織等
*7 持続可能な地域社会	10	人口、人間関係、地域が形成している文化・環境、自然、インフラ、地域での資金循環などが、将来にわたって健全に、豊かに継続できる社会。
*8 小さな拠点づくり	12	小学校区等の枠組みの中で、身近な暮らしを守るサービスの提供や地域資源を活用して収入を生み出す取組み、生活交通の導入など暮らし続けられる地域を実現するための仕組みや体制をつくること。
*9 コミュニティビジネス	13	地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むもの。
*10 KPI	14	Key Performance Indicator（重要業績評価指標） 業績評価を定量的に評価するための指標。
*11 CSR 活動	16	Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任） 企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する取組みのこと。
*12 プラットフォーム	16	サービス等の提供や事業を運営するために必要な「土台や基盤となる環境」のこと。
*13 関係人口	19	出身地など愛着や思い入れがある地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人材。

※地域づくりに関する各種取組みの詳細については「しゅうなん地域づくり応援サイト」にて、ご覧いただけます。

<http://shunan-chiikijoho.jp/>

周南市地域づくり推進計画

令和2年（2020年）3月

編集・発行 周南市地域振興部 地域づくり推進課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1-1

T E L 0834-22-8412

E-mail kyodo@city.shunan.lg.jp